

守谷市スポーツ少年団の市委託バス使用取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、守谷市スポーツ少年団が市委託バス（以下「バス」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 バスを使用申請することができる者は、守谷市スポーツ少年団に登録されている団体とする。

(使用できる日)

第3条 バスを使用できる日は原則として月曜日から金曜日とする。

2 但し土・日曜日・祝日に使用する場合、申請者はバス使用許可申請書に理由書を添付のうえ生涯学習課・管財課と協議しなければならない。

(使用できない日)

第4条 市の行事等でバスを使用する日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）は使用できない。

(使用条件)

第5条 バスを使用することができる条件は、県大会以上の大会であること。

2 4月から翌年3月までの期間内で、予選なしの県大会以上の大会に出場する場合は、各団体年間1回（1大会）限りとする。トーナメント戦の大会2日目は使用できない。（1日目の結果により、決定する場合）

3 練習試合・親善試合は使用を認めない。

(運用時間・距離)

第6条 バスの運用時間は、原則として午前8時30分（市役所出発）～午後5時15分（市役所到着）・片道150km以内とする。

2 試合時間等の都合により、バス運用時間等が上記を超過する場合は、理由書を添付のうえ協議しなければならない。

(使用にかかる経費)

第7条 バスの使用料は無料とする。ただし、燃料代、高速料金、駐車場使用料等の必要経費は、各団体の負担とする。

(定員)

第8条 バスの乗車定員は、中型28人（補助席含む）最低乗車人数13人とする。

(乗車資格)

- 第9条** バスを使用する団体の構成は、出場する大会に登録されている選手及び監督・コーチとする。ただし、スポーツ少年団又は児童・生徒が中心となる団体については選手5人に1人の割合で引率者をつけることができる。
- 2 使用するバスに空席が生じている場合に限り、第1項に定める乗車資格者以外の団員等の乗車を許可する。

(使用の申請及び許可)

- 第10条** バスの使用申請は、使用日の1カ月前までにバス使用許可申請書に乗車名簿を添えて、生涯学習課へ提出し、市長の許可を受けなければならない。
- 2 第1項に基づく申請は使用する日の2カ月前から生涯学習課窓口で、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで受付ける。ただし、2カ月前の日が土・日曜日、祝日に重なった場合には翌日の受付とする。
- 3 第1項、第2項の申請に基づく予約は、電話または直接窓口とする。

(申請団体優先順位等)

- 第11条** バス使用申請優先順位は、申し込み順とする。
- 2 申込みが重複した場合には、予選を勝ち進み出場する団体を優先する。
- 3 重複した団体がどちらも予選を勝ち進み出場する場合は、大会のレベル（全国大会・関東大会・県大会の順）により決定する。
- 4 同レベルの大会である場合は、申請者間の話合いで決定する。話合いで決定できない場合は、生涯学習課窓口において職員、及び各団体代表の立会いのもと抽選により決定する。

(雑則)

- 第12条** 市主催事業等でバスを使用する場合は、市主催事業を優先する。また、バス使用許可決定後に市主催事業でバスを使用することになった場合は、協議により予定を変更することができる。